

応募期限：平成 24 年 4 月 13 日(金)

米子市子ども読書活動推進計画(第二次計画)(案)について、
ご意見をお寄せください。

趣旨・背景

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を推進するため、「米子市子ども読書活動推進計画(名称:米子市子どもの読書活動推進ビジョン)」を策定し、施行していますが、このたび、この計画の見直しをすることにしました。

米子市教育委員会では、子どもの読書活動推進に関して、学校関係者や関係団体代表者等の意見を聞きながら検討を行ってきましたが、このたび、米子市子どもの読書活動推進計画(第二次計画)(案)をまとめましたので、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

目的

米子市の子どもたちが自主的に読書活動ができるよう家庭、地域、学校などの役割を明らかにし、子どもの読書活動を全市的に推進していくために策定するものです。

概要

(1) 策定の根拠

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号) 第 9 条第 2 項の規定に基づく計画

(2) 計画期間

平成 24 年度から平成 28 年度まで

(3) 計画の概要

計画推進のため「家庭・地域・学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進」、「子どもの読書活動を推進するための環境の整備充実」、「子どもの読書活動に関わる人材の育成」、「子どもの読書活動推進への理解・普及啓発」の 4 つの柱を設定し、子どもが読書に親しむための機会の提供や環境の整備を充実させ、それぞれの役割の役割を明確にし、施策の方向を示す計画としています。

裏面にて応募できます

応募期限：平成24年4月13日(金)

米子市子ども読書活動推進計画(第二次計画)(案)についての意見

住所	
氏名	
連絡先	
【意見】	

【応募期限】 **平成24年4月13日(金)まで**

【応募方法】

提出される様式は自由ですが、「米子市子ども読書活動推進計画(第二次計画)(案)への意見」と明記し、ご意見のほかに、住所・氏名・連絡先をご記入のうえ、最寄りの資料閲覧場所にお持ちいただくか、次の応募先に郵便・ファックス・Eメールでお送りください。電話や口頭での受付はいたしませんので、ご了承ください。また、応募のあった書類に関しては、返却いたしません。

なお、いただいた個人情報は、必要に応じ、意見の内容等を確認することを目的に使用するものであり、目的外の使用はいたしません。

このチラシもご利用いただけます。

応募先

郵送：〒683-8686 米子市東町161番地2 米子市教育委員会事務局生涯学習課

ファックス：0859-23-5414

Eメール：shogaku@city.yonago.lg.jp

米子市子どもの読書活動推進計画(第二次計画)(案)の閲覧方法

生涯学習課のホームページに掲載しています。また、生涯学習課、図書館、ふれあいの里、淀江支所地域生活課、市内各公民館、児童文化センターでも閲覧できます。

問い合わせ先

米子市教育委員会事務局生涯学習課

電話番号：0859-23-5442

【結果の公表】

ご意見に対して個別には回答いたしません。後日、応募いただいたご意見とそれに対する対応方針を公表します。